様式第２５（第５８条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年　月　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名　　印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第５８条第３項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

１　識別符号

２　暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）	
特定荷主番号	
特定輸送事業者指定番号	
所在地（ふりがな）	〒
事業所名	
所属部課	
氏名（ふりがな）	
電話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

備考　１　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

２　特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

３　特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

４　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○国土交通省令第四十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「及び令」を「、令又はこの省令」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条の次に次の五条を加える。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第二十二条　この省令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二条、第八条及び第十四条の届出書、第四条、第十条及び第十六条の申出書、第五条、第十一条及び第十七条の計画書並びに第六条、第十二条及び第十八条の報告書（以下「届出書等」という。）の提出とする。

（事前届出）

第二十三条　電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して前条の規定により届出書等を提出しようとする者は、様式第十四による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下この条において「所轄地方運輸局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

２　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

３　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第十五又は様式第十六によりその旨を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長に届け出なければならない。

４　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（届出書等の提出の入力事項等）

第二十四条　電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者は、当該届出書等の提出を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該届出書等を提出しなければならない。

（届出書等の提出において名称を明らかにする措置）

第二十五条　届出書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十三条第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則との関係）

第二十六条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第二十三、様式第二十四又は様式第二十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第十四、様式第十五又は様式第十六による届出書の提出があったものとみなす。

様式に次の三様式を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。